

特定継続的役務提供のトラブル

2ヶ月を超えるような長期のサービスを受ける契約では、やむを得ない事情で継続することができなくなったり、いざサービスを受けてみると、自分には合わなかったといったケースもあります。そのようなときに、解約の申し出をしても解約を認めてもらえない、解約料が高いといったトラブルです。

(※ エステティックサロン・美容医療は1ヶ月)

規制対象業種 ①エステティックサロン ②語学教室 ③家庭教師 ④学習塾 ⑤パソコン教室 ⑥結婚相手紹介サービス
⑦美容医療

事例

Case

「今なら入会金半額!」という広告を見て、結婚相手紹介サービスに問い合わせたところ、担当者からは「当サービスにはエリート会社員や会社経営者も多く入会していて、何度も会えますよ!」と言われ、入会することにした。しかし、実際はなかなかお見合いもセッティングしてもらえない…。勧説時の話と全く違うので、解約したい。

アドバイス

Advice

中途解約ができます。

結婚相手紹介サービスなど、特定継続的役務提供業務の規制対象として指定された上記の6業種については、「期間が2ヶ月を超え、5万円を超える契約」はクーリング・オフや中途解約をすることができます。また、契約時にサービスを受けるに必要と説明され購入した関連商品もクーリング・オフや中途解約の対象となります。



ポイント Point

最初から長期間の契約を結ばない!

資格商法 内職商法

事例

Case

数年前に契約したある資格の取得講座について、「あなたの講座は終了していないので、新たに教材を購入する必要があります。もしやめるのであれば、解約の手続き費用として40万円を支払ってください!」と執拗に勧説電話がかかってきて困っている。

アドバイス

Advice

支払義務は全くない。 脅迫等があれば警察へ。

過去に講座を契約した受講生の名簿を基に、新たな資格講座の契約をさせようしたり、高額な解約手数料の支払いを求めるもので、支払う義務は全くありません。電話勧説に対して、曖昧な返事はせず、必要ない場合は、き然とした態度ではっきりと断りましょう。もし契約した場合でも、契約書面を受け取ってから法定期間内なら、クーリング・オフができます。



ポイント Point

曖昧な返事はせず、態度を明確に!

悪質なネットビジネス

最近、アフィリエイトやドロップシッピングといったインターネットを利用した副業に関する相談が急増しています。仲介業者の中には、入会金目当てや、高額なウェブサイトを制作させることが目的の詐欺的な組織も存在します。

アフィリエイトとは

自分が運営するウェブサイトやブログに商品広告を掲載し、閲覧者が広告をクリックしたり、購入することで、サイト運営者が収入を得るシステムです。



事例 Case

「毎月20万円儲かる」というメールを見てインターネットでアフィリエイト内職の副業に申し込み、登録料などを支払った。しかし、説明されたような収入はなく、サーバ費用等のランニングコストが高いので、もうやめたいと思うのだが。



アドバイス Advice

契約前に十分な説明を受け、契約書類を確かめる。

アフィリエイトのメリットは本来、ブログサイト等を持っている人が、初期投資なしで始められる点です。簡単に高収入が得られるとうたっている斡旋業者は要注意です。

ポイント Point

自分で努力せずにお金が儲けられる話は信じない！

ドロップシッピングとは

メーカー等と代理店契約を結び、在庫を持たずしてインターネット上でショップを開設します。商品の発送等は販売者(メーカー)が行い、商品の販売価格と仕入れ価格との差額が利益となるシステムです。



事例 Case

「ドロップシッピング内職の副業」の広告を見て、業者に問い合わせをした。担当者の勧めるまま契約し、200万円を投じてサイトを制作した。しかし、サイトへの訪問者もなく、当然商品も売れないでやめたい。



アドバイス Advice

素人がネット内職で簡単に高収入を得ることはできない！

インターネット上は、現実社会よりも非常に競争が激しく、簡単に成功するのは非常に難しいということを認識しましょう。また、ドロップシッピングでは、ホームページ運営者(自分)が販売責任者(売主)になるので、取り扱う商品に責任が生じますし、サイト構築やサポート業務を行うサービスを装い費用を騙し取る詐欺も多くありますので、注意しましょう。

ポイント Point

「必ず儲かる」とうたい、費用を負担させる手口には注意！